

I. インターネット上の違法・有害情報への対応

(現状)

- 暴力やわいせつな情報が氾濫
 - 子どもが重大な影響を受け、逸脱行動や犯罪に走る危険性
- 出会い系サイト等には性行為等を誘引する書き込みが氾濫
 - 子どもが携帯電話を通じてアクセスし、児童買春等の被害に巻き込まれるおそれ



(取組み)

- ホットラインセンター
 - インターネット・ユーザーが発見した違法・有害情報を「ホットライン・センター」が受け付け、警察、電子掲示板の管理者やプロバイダに提供
- 「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」
 - ・ インターネット、ゲーム等のいわゆるバーチャル社会が子どもにもたらす弊害について検討
 - ・ 特に緊急の課題として「携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために」を取りまとめて公表(平成18年9月)

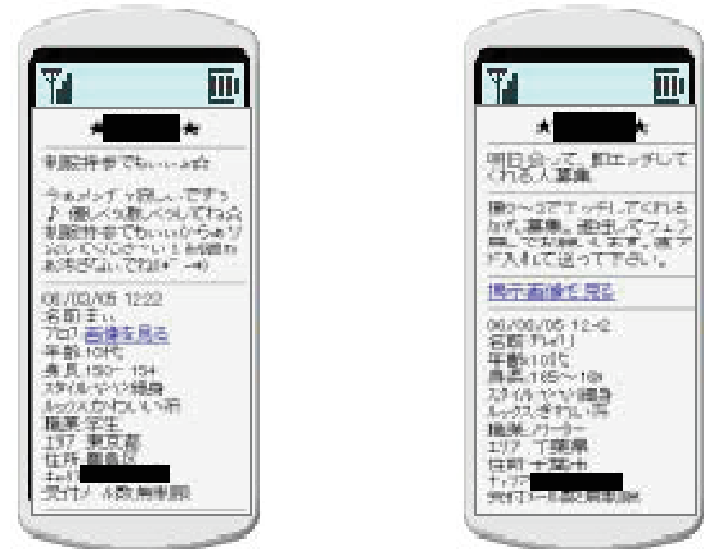


(課題)

- 携帯電話の使用に係る弊害(子どもが携帯電話を通じ、違法・有害情報にさらされること)の認識が必要
- フィルタリング・ソフトの普及に向けた官民の積極的な一層の取組みが必要



「闇の職業安定所」と称する電子掲示板における違法行為の共犯者の募集の例



出会い系サイトへの書き込みの例